



# りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 11 月 4 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

## 「中国・香港間経済貿易緊密化協定」(CEPA)補足協定Vについて

本年7月、香港特別行政区と中国商務部は、「経済貿易関係緊密化協定(以下「CEPA」)」の内容を更に充実させるために新たな補足協定を締結しました。

これは、2003年にCEPAが公布されて以来5番目の補足協定であり、2009年1月1日から実施されます。サービス分野の開放措置がこれまでの38分野から40分野に拡大し、会計、建築、運輸・物流、医療、観光など17種類のサービス分野で新たに29項目の開放措置が加わります。また製品貿易分野においては新たに8品目が加わり、累計1,510品目が関税免除となります。更に今回のCEPA補足協定に加え、今後香港と中国広東省の経済協力をさらに推進する措置を両政府は実施していく計画も発表されています。

### ◎2009年1月1日より実施される主なサービス分野開放措置

分野	今回の規制緩和内容
銀行	・ 香港の銀行が出資する中国の金融機関は、一定の条件を満たせば、その中国現地法人のデータセンターを香港で設立することを認める
販売代理	・ 中国国内での小売店が累計30ヶ所以上ある香港のサービス業者は、外商独資企業を通じて異なるブランドの薬品・フィルム・化学肥料・植物油・砂糖・綿などの販売代理サービスを行うことが可能
運輸・物流	・ 航空:内地で航空運輸代理機構を設立する際に必要な経済的保証を、中国資本の銀行または一定条件のもとで中国航空運輸協会(CATA)にて行えるようになった ・ 陸運:広東省は修理・教習企業及び乗客・貨物駅設置について認可権限を中央政府から取得 ・ 海運:広東省での独資企業または支店の設立が可能。海運業者は広東省から香港/マカオまでの海路運送代理サービスを提供できる
卸・小売	・ 香港のサービス業者が全額出資する卸・小売業者は、中国国内で薬品・フィルム・化学肥料・植物油・砂糖・綿などの販売が可能
観光	・ 香港のサービス業者は、広東省にて独資の旅行会社設立が可能 ・ 深センに1年以上居住している出稼ぎ労働者など非広東省戸籍者について、香港ディズニーランドへ団体観光を認める
会議・展示会	・ 香港のサービス業者出資の独資企業・合弁企業による国際展示会の運営を、北京・天津・重慶及び浙江においても認める(従来は広東省と上海でのみ認可)
建築	・ 香港と中国との合弁による建築エンジニアリング設計サービス企業について、中国側の出資比率の制限を撤廃

\*CEPAのスキームの恩恵を受けるためには香港のサービス業者は“Hong Kong Service Supplier (HKSS)証明書”の取得が必要です。

### ◎まとめ

今回のCEPA補足協定の特徴は、香港のサービス業者が中国国内でビジネスを展開することに、一層の規制緩和を進めたことです。また、今回の開放措置29項目のうち、25項目を広東省で他の地域に先駆けて実施する内容になっています。中国・香港両政府は広東省・香港の経済緊密化を促進し、華南経済の成長と持続的発展を展望していることが窺えます。

以上

【出所:香港経済日報、香港貿易發展局 HP 他】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \*禁無断転載